

山口県シニアテニスクラブ宇部支部規約

第1条(名称)

本会は山口県シニアテニスクラブ宇部支部(以下、宇部支部と称する)と称する。

第2条(目的)

本会はテニスを通じて会員相互の親睦と技術向上をはかり健康増進に寄与し元気な長寿社会に貢献することを目的とする。

第3条(会員)

- 1)会員は会の目的に賛同する60歳以上の男子、50歳以上の女子で、原則として宇部地区周辺に居住する個人とする。年齢基準は12月31日とする。
- 2)上記1)の基準に満たなくとも役員が認めた場合、ビジターとして加入できる。ビジターは宇部支部の練習に参加できる。
- 3)会員は、毎年度初めに山口県シニアの会員登録料を納入しなければならない(ビジターは、除く)。必要に応じて臨時会費を徴収することがある。

第4条(事業)

本会は次の事業を行う。

- 1)会員の定期的練習の計画と実施。
- 2)山口県シニア宇部大会の開催運営の実施。
- 3)山口県シニア大会、その他の各種大会、行事の紹介と参加。
- 4)その他、第2条の目的に必要な事業。

第5条(役員)

本会の運営を円滑に行うため、次の役員をおく。

- 1)支部長1名 2)副支部長2名 3)会計幹事1名 4)委員若干名 5)会計監査1名

第6条(役員の責務)

- 1)支部長は支部を代表し支部業務を統括する。
- 2)副支部長及び委員は支部長を補佐し、支部の運営の必要事項を分担する。
- 3)会計幹事は支部の会計を担当する。

4)会計監査は期末に本会の会計を監査する。

第7条(役員の選出)

1)役員の選出は次の方法による。

- ・役員推薦委員会を開催し次期支部長、副支部長、委員、会計幹事および会計監査候補を決め、本人の了解のもと、総会に提案し決定する。
- ・役員推薦委員会は、現支部長、副支部長の3名と会員より2名を現支部長が指名し、5名で委員会を構成する。

第8条(役員の任期)

役員の任期は総会毎の1年とするが、再任は妨げない。

第9条(総会)

1)宇部支部の決議機関として総会を会計年度終了後2か月以内に開催する。

2)総会は会員総数の1/2以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

3)総会は支部長、副支部長、委員、会計幹事、会計監査者を選出し承認を行う。

4)総会は、主に予算、決算の承認および規約改定の承認を行う。

5)総会の決議は会員出席者の多数(委任状を含む)によるものとする。

6)役員全員が必要と認めた場合、臨時総会を開催することができる。

7)下記の状況にある時は総会開催を中止することができる。但し、総会を開催しない場合は、会員の議案賛否を書面又は、電子メール、ラインで取りまとめ、その集計結果を議案採決に代えることができる。

①総会前に会員の出席人数を把握した際、出席会員数が10名に満たないと判断した場合(会員数は役員を除く)

②その他、役員全員が総会開催中止を妥当な状況であると判断したとき。

第10条(会計及び会計年度)

1)本会の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2)一般会計は、年間の日常収支を想定し年間予算書を作成し予算・実績を管理する。

3)日常収支以外の会計処理が必要となる場合、特別会計を設置し収支管理する。

4)練習参加者は、コート代、ポール代相当をその都度会計幹事に支払う。

5)本会の会計年度は毎年1月1日から12月31日とする。

第11条(入会)

山口県シニアテニスクラブ規約第7条を準拠する。

第12条(退会)

山口県シニアテニスクラブ規約第8条を準拠する。

第13条(付則)

この規約は、2026年2月20日より実施する。

2026年2月20日改定

参考 山口県シニアテニスクラブ規約

(入会・登録)

第7条 入会・登録は、次の通りとする。

(1) 入会は、所定の入会申込書に年会費を添えて、第9条に定める支部の1つに申し込み、その支部長の資格審査を経て入会する。

(2) 山口県テニス協会の個人登録は、山口県シニアテニスクラブ各支部を通して行うか、各市のテニス協会加盟の所属テニスクラブを通して行う。

(退会・除名・大会参加拒絶)

第8条 退会・除名・大会参加拒絶は、次の通りとする。

1. 退会

(1) 本会会員が別に定める年会費を納入しない時は、退会と見做す。

(2) 本会会員が死亡又は退会の届けがあった時は、その時点で退会とする。

2. 除名・大会参加拒絶

次の事由で本部役員、または支部役員が申請し、本部役員会により決定のうえ対処する。

(1) 本会の名誉を著しく毀損する行為があったとき。

(2) 本会の運営を著しく妨げる行為があったとき。

(3) ルール、マナーの遵守を著しく怠る行為があったとき。